

静岡県告示第330号

災害救助法施行細則による救助の程度等（平成6年静岡県告示第117号）の一部を次のように改正する。

令和5年5月12日

静岡県知事 川 勝 平 太

1の(1)のアの(カ)中「330円」を「340円」に改める。

1の(1)のイの(ア)のb中「6,285,000円」を「6,775,000円」に改める。

1の(2)のアの(カ)中「1,180円」を「1,230円」に改める。

1の(3)のウの(イ)の表中「18,700円」を「19,200円」に、「24,000円」を「24,600円」に、「35,600円」を「36,500円」に、「42,500円」を「43,600円」に、「53,900円」を「55,200円」に、「7,800円」を「8,000円」に、「31,000円」を「31,800円」に、「40,100円」を「41,100円」に、「55,800円」を「57,200円」に、「65,300円」を「66,900円」に、「82,200円」を「84,300円」に、「11,300円」を「11,600円」に改める。

1の(3)のウの(イ)の表中「6,100円」を「6,300円」に、「8,200円」を「8,400円」に、「12,300円」を「12,600円」に、「15,000円」を「15,400円」に、「18,900円」を「19,400円」に、「2,600円」を「2,700円」に、「9,900円」を「10,100円」に、「12,900円」を「13,200円」に、「18,300円」を「18,800円」に、「21,800円」を「22,300円」に、「27,400円」を「28,100円」に、「3,600円」を「3,700円」に、改める。

1の(6)のイの(ア)中「655,000円」を「706,000円」に改める。

1の(6)のイの(イ)中「318,000円」を「343,000円」に改める。

1の(8)のウの(イ)中「4,700円」を「4,800円」に、「5,000円」を「5,100円」に、「5,500円」を「5,600円」に改める。

1の(9)のウ中「213,800円」を「219,100円」に、「170,900円」を「175,200円」に改める。

1の(11)のエの(イ)中「5,400円」を「5,500円」に改める。

1の(12)のイ中「138,300円」を「138,700円」に改める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則による救助の程度等の規定は、令和5年4月1日から適用する。